

西日本入会林野研究会

会 報

(第23号)

『入会・生産森林組合の分収所得と税制』

(第23回シンポジウム)

〈報告要旨〉

- 対馬の入会林野と林業公社 松尾 俊彦 (1)
- 分収林所得の税制に異論・反論・Objection 安藤 俊則 (6)
- 高知県における生産森林組合の現況 西森 正信 (11)
- 分収造林契約の諸形態
- 分収造林における造林木は誰のものか— 堺 正紘 (15)

〈シンポジウム〉

- I 分収契約の個別的問題と事実確認 (20)
- II 森林管理費に関する新しい考え方 (22)
- III 税制上の課題 (24)
- IV いわゆる地縁団体による森林管理の是非 (31)

〈大会記事・総会報告〉

1999・6

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに
会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究
者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

改正 平成7年10月26日

対馬の入会林野と林業公社

対馬林業公社 松尾俊彦

1 はじめに

最近、森林・林業を巡る環境と申しますか、人々の受け止め方というものがずいぶん変わって参りました。記憶に新しいところですが、去年、国有林の累積債務に関する論議が林野庁の存廃まで絡んでわき起こり、大きな関心が集まりました。森林・林業に対する一般の支援ムードもあって、低利の資金への借り換えが実現し、一段落つきましたが、今度は「民有林にも林業公社問題があるではないか」との話が引き続き、各地で公社経営の見直し等実施されております。私どもにも各県の公社さんが調査に来られましたが、内情を伺いますと非常に深刻なところもありまして、これはたいへんだなと心配になったり致します。お陰様をもちまして我が社の場合、何しろ全国最初の公社であり、まだ賃金が安かった時代に結構ヒノキ山を作ることが出来ましたし、別途収入を得る道も拓いて参りました。木材価格が安くなったとは申せ、まだまだ木材生産で真っ正面から勝負したいところです。

しかし国有林さんも木材生産から公益機能重視へと力点を転換されたことですし、社会の風潮と申しますか、流れもその方向にあるのでしょう。林業とは、又公社とはいったい何であるのか、どうあるべきなのか、少し考えてみなければなりません。

2 林業公社誕生の頃

太平洋戦争が終わって焼け野原となった

国土の再建は、国民の至上命題でした。復興用資材として木材はどんどん切り出され、戦争遂行のため只でさえ切りすぎていた山は忽ち裸になってしまいました。そうしますと台風の度に全国で大きな災害を受けるようになり、山に木がないことの惨めさを国民一同身をもって味わわされた訳です。山に緑を回復させよう、という願いは何の抵抗もなく国民のコンセンサスとなり、造林が公共事業として位置づけられる等助成措置も講じられた次第です。

一方わが長崎県の対馬に目を転じてみますと、ここは国境の島で全島に巨大な重砲を隠した要塞地帯が広がっていました。このためずっと不開発方針がとられ、明治時代から殆ど発展せず人口も増えない状態でした。全島の9割近くは森林に覆われていますが、少ない耕地、乏しい穀物生産を補うために焼畑が古くから行われておりました。気候帯としては照葉樹林帯に属しており、自然植生はシイ・カシだったので、こうした収奪的な土地利用を繰り返した結果、ナラを主体とする落葉樹林へと変わったようでございます。このナラを原料とした木炭生産が盛んに行われましたが、用材生産の技術・伝統の方は些か心細いものでした。昭和30年代の対馬の人工林率は7%との記録がございます。

けれどもようやく戦後の混乱から立ち直り、高度経済成長へと歩み始めた時代において、対馬の振興は時の県指導層にとって誠に緊要な課題でした。本来であればまず

水産業に着目されるところでしょうが、当時は李承晩ラインが非常に厳しい制約として存在し、大きな発展は望めません。対馬の振興を真剣に考えると広い森林をなんとか活用する方策を練るしか途が無かったわけです。特に7,000haにのぼる入会林は未利用のままで荒廃していました。木材の需要は非常に強く、森林造成の必要性は充分認識されていましたが、大規模な人工造林には周到な計画性と莫大な資金が必要であり、行財政とも手に余る面もありました。こうした状況を一挙に打開する創意工夫として、

① 国(公庫)・県・市町村の資金を糾合して導入する

② 未利用地に植林を行い、必要な森林施業の一切を代行する組織体を創設する

という2点を柱としたプランが浮上し、昭和34年6月、全国に先駆けて「対馬林業公社」が発足する運びとなった次第です。当時の木材価格は圧倒的な需要を背景に高値であり、6%資金を借りてもやっていける計算が立っておりました。このように大きな期待を受けて生まれ育った公社でしたが、不安定な時代に運営のシステムが考案されたため、社会経済の激動期を迎えると諸要因、特に賃金と木材価格のバランスが大きく崩れ、経営の根幹が揺さぶられることになりました。しかしながら公益法人としての公共性から事態への即応が難しく、対策が後手に回ったことは否定できません。一般の企業であれば低利資金への借り換えとか分収率の見直し、或いは一部事業からの撤退等も含めて真剣な検討が加えられるべき段階に至っても、国策たる造林の推進、社会秩序の維持、地域振興への配慮

といった目先の諸施策が優先され、公社運営の抜本的改革は常に先送りされてきました。結果として当初予想されたより経営的にははるかに厳しい環境に立ち至った、というのは事実であります。ここいらは経営的に成り立たないことが明らかであるのに長期間に亘り高利の借入金による運営を強いられ、挙げ句に巨額の累積債務を負わされた国有林さんと似た面がございます。

3 森林ボランティアの提言

このことに関連して去年、森林ボランティア活動を進める市民からの提言、というのが出されました。この人たちは哲学者、林業家、自然保護運動家等多彩な顔ぶれですが、日本の森林を、これから、誰が、どのように守り創造して行くのか、という基本的な問題を、全国民的な開かれた議論として展開していく必要がある、と痛切に感じ、又、単なる行政の批判者にとどまってはならない、との自戒から、荒廃した森林を自主的に手入れする活動をやってこられました。

そして国有林の経営形態を巡る論議が財政赤字の処理だけに目を奪われ、これからの森作りはどうあるべきか、という視点が欠落しているのではないかと、この危機感から緊急の提言をされたのでした。

このグループの思想の元は、森林の重要性を究極の意味で認識したことから発したものであろうかと思っております。提言骨子の冒頭に、「森林は全ての人々と生物の共有財産である」と謳っていますが、森林はあらゆる生命の源である、との思いが伝わって参ります。

宇宙船地球号の将来を保証するには、増えすぎた人類が吐き出すさまざまな廃棄物

を浄化し、無害化しなければなりません。浄化機能を持つのは海であり土壌ですが、人間がコントロール出来るのは土壌だけ。その土壌の供給源は森林です。ところが人間が市場経済の論理で動くようになり、商品作物を作るようになって、土壌の流亡が非常に激しくなりました。我が国では米作りを通じて土壌を流亡させず地力を収奪しない、世界に誇りうる食料生産方式を確立していましたが、最近水田はどんどん潰されています。また森林も大面積に伐採され、或いは焼き払われて破壊されています。砂漠のような乾燥地帯では、乏しい森林・樹木の大切さは充分判っていながら明日の糧を得るために、或いはもっと差し迫って今夜の寒さを凌ぐために枝を折り、せっかく植えた苗木まで持ち去って、森林を潰しています。このように目先の利益のために森林を破壊するのはいとも簡単ですが、逆に森林を作り上げるにはたいへんな時間を集積しなければなりません。人為でその時間を縮めることは可能ですが、それでも莫大な知恵と労力、それに資金が必要です。古代文明は周辺の森林を食い潰したとき滅亡した、とよく言われますが、現在の地球人も同じ轍を踏んで走っています。考えてみるまでもなく、今の文明のあり方は確かに問題です。石油のような埋蔵資源を片端から掘り出して使い捨て、有害な廃棄物を際限なく垂れ流す、そんなことが長続きするはずがありません。地球の将来を保証するためには環境に優しい、再生産可能な資源作りがカギですが、森林はまさに打ってつけの存在です。人工林はいずれ世界中から脚光を浴びることになるでしょう。

このように、人類の将来に深く関わって

いる重要な森林を、所有権といった、いかなればエゴイズムでいい加減に扱われてはたまらない。森林の重要性を究極の意味で理解したならばこういう論理に行き着くのでありましょう。提言骨子は冒頭の「森林は人類と生物の共有財産」との宣言に続けて「とすれば私的な所有権を超えて全ての生命のための森林の利用・管理の体系が創り出されなければならない」と述べています。私どもは「森林所有者の方々の財産をお預かりして最善の林業経営を行う」という頭しかなかったものですから些かとまどうところもありますが、我々が作り上げた森林には単なる市場経済の商品という意味よりもずっと深い、貴い価値があるのだ、と教えられた感じが致しております。

そういうことになりますと、伐期に達したからといって切ってしまうのはいかにも安易であり、少なくとも地域にとって、更にはみんなにとってその山はどんな意味合いがありどう扱うべきなのか、真面目に考える必要が出て参ります。勿論借金林業でありますから、収穫が遅れると利子負担がかさみ、経営としては困ります。ここいらへのご支援はお願いしなければなりません。いろいろ頭の痛いことですが、ひとり公社のみならず、関係する方々のおチエを拝借しながらやっていくことになりましょう。

4 入会制度について

入会林の会議のパネラーとして参加しておりながら場違いなことばかり申し上げまして本当に相済みません。実は入会につきましては私自身あまり携わったことがなく、ご参考になるようなデータの持ち合わせもございません。ただ対馬公社が発足したときに事業の対象として考えましたのは

紛れもなく入会林の活用でありました。1980年、18年前私どもの先輩が、入会林野研究会会報第5号に投稿しておりますが、「村落の共同の経済基盤、将来の資産作りを最終の目標としながら、現実には入会権者を造林事業に従事させ、賃金として現金収入を得させた。又この就労により造林技術を習得し、かつ仲間意識・連帯感を培った」と公社の効用を自賛しています。対馬公社は他には例をみない信託契約方式で出発し、伐採後の収益は全て委託者に還元する形をとっております。入会林野を共同で利用しておられる方々ができるだけ潤うように、地域の振興のために精一杯応援しよう、との姿勢が鮮明であり、地元からは非常に歓迎されたものです。入会林が相手ですので農林公庫さんも、地上権の登記は大変だろうから県の損失補償があれば融資しよう、と特別の配慮を頂いておりました。その後続々と林業公社が誕生するに及び、他公社との関係上対馬のみを特別扱いできない、ということになりまして、入会林を取り上げるのが困難になり、昭和42年からは個人所有林を主対象に切り替えましたが、だんだん地域との連携が薄れた感じは否めません。現在7,131haの契約中個人さんが4,000ha、56%、次いで共有が1,756ha、25%、生産森組・入会等は1,334ha、19%となっております。

山村の方々との関わり方がずいぶん変わってしまった、という印象は払拭できませんがこれは私どもばかりでなく、一般的な傾向なのではないでしょうか。

先ほどご紹介した森林ボランティアは、森林が市場経済の流れに乗り、木材のような商品作りに向かってから森林がおかしくなった。つまり金儲けのためならもっと効

率的な分野がたくさんあり、人々はそちらに出て行ってしまった。森林は人々とのつながりを失い、荒廃してきた。森林が地域の文化なり生活と密着していたときは、たとえ経済的に貧しくとも人々の生活は彩りに満ちて豊かであり、森林も村の景観も住民の心も美しかった、と述懐されています。そして、森林は長い長い時間の集積の産物である。ということは不変の時、つまり毎年毎年変わらない、お金にはならない時間を、何年にも亘って積み上げた結果であって、短時間で利益を上げようという経済性追求の論理とはもともと次元が違うのだ、こうした時間を無視して森林を活用しようとする、しばしば森林破壊につながってきた、と指摘しています。

私ども林業公社に対しましても冒頭ご紹介しましたように、資産である森林の経済価値は非常に低くなってしまったのに累積債務は増える一方ではないか、いったい何をやっているんだ、といった声も聞こえてくるわけでございます。私ども経営のことだけ考えますと、金利負担が重いのでできるだけ早く伐採するに越したことはありません。しかしようやく公益機能が高まってきた森林を標準伐期に達したから、或いは投資回収が一番有利だから、と、切ってしまうことが果たして正しいのか、悩ましいことでございます。森林ボランティアの提言に教えられるまでもなく、森林づくりを使命としてきた私どもが、収穫の名の下に森林破壊を実施する、というのでは、皮肉と言うにはあまりに惨めな感じが致します。

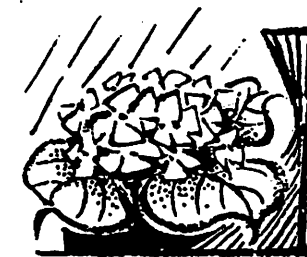
いずれにしましても、森林の効用として木材生産よりも公益機能の発揮が求められ、最近では文化的な影響力に対する期待

感まで出てまいりました。森林の管理について、しっかりした、人々の合意に基づいた方針・体系作りが必要な時代になった、とつくづく感じております。そのように大きな公共性が伴って参りますと、所有権といった私権は確かに邪魔になるでしょう。先ほど引用した先輩の論文は、入会整備後の活動状況が必ずしも期待通りに行っていない実態を憂え、「300年の歴史の中に引き継がれてきた仲間山も、地域の中に必要なのではないか。要は使い方であり、共同の資産を囲んで連帯感を確かめながら将来に夢をつないで行けるような活用法を見いだせないか。地域に最も信頼される組織体として公社もこれに関わって行けないものか」と模索しています。最新の方向を18年前に感じ取っておられたのではないか、流石に現場第一線でご苦労された人だ、と、敬服の念いっぱいです。森林が長い、不変の時間の集積を必要とするならば、管理形態が入会から近代的な所有関係に移ることは、森林にとって管理方法や形態の変更、或いはもっと直接的に破壊の危険が増すことにつながります。森林の重要性がいよいよ高まる時代を前に、森林をよりよく活用するために、昔から地域に根差して存在し

た入会権はどう整えられて行くべきか、これは本質的な問いかけである、と感じています。ボランティアの提言は、締めくくりとして七番目に、新たな森林保全財源として、私たちは市民の側から「森林・水源税」の創設を訴える用意がある、と述べていますが、こうしたバックアップを受け、あるべき方向に向けて努力すれば我が国の森林・林業は十分守られる筈であります。こうしたワンランク上の税制についても皆様方の英知がきっとよりよい解決法を導き出してくださると期待しております。今後一層のご活躍を祈念しまして、話題提供に替えさせていただきます。

(付表) 対馬の森林

全島面積	70,833 ha	
森林面積	63,288 ha	
国有林	5,215 ha	
県営林	1,365 ha	
町営林	848 ha	
公社林	7,131 ha	個人 4,018 ha
		共有 1,756 ha
		入会他 1,334 ha
		町 23 ha
他私有	48,599 ha	



分収林所得の税制に異論・反論・Objection

宮崎県北川町林政課 安藤 俊 則

1. はじめに

「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が整備されて30年以上が経過し、森林・林業をとりまく環境も社会・経済情勢の変化に伴い、大きく変わってきた。スタート当時、夢と希望に満ちあふれたにちがいない生産森林組合（以下「組合」という。）は、過疎と高齢化による後継者難、木材不況の影響等で青息吐息の状態である。

本町の組合も同じように厳しい現実に直面している。森林組合法第1条に「森林の共同経営により組合員の経済的・社会的地位の向上を図る。」とあるが、その地位は向上どころか、今や地に落ちかねない状況である。

数々の問題を抱えながら経営をしているが、今、本町の組合の最も深刻な悩みが、伐期を間近に控えた分収林の益金にかかる税金である。今回、この事例についてふれてみたい。

2. 生産森林組合の現状

本町では、組合の区域と行政区がほぼ一致しており、〈行政区住民＝組合員〉といってもよい。17の行政区のうち、14地区で組合が設立されており、組合員数855名で全世帯数の55%に及んでいる。そのため、組合の経営は住民の身近な問題であり、分収林に対する組合員の関心も高い。

組合の所有する森林面積は5,631haで、北川町の民有林面積の25%を占めている。そのうち分収林は、2,767ha（契約件数81

件）である。昭和30～40年代にかけて、拡大造林が積極的に行われ、組合設立以前（旧財産管理組合時代）から広大な所有山林を、分収林として整備を進めてきた。その結果、人工林は75%が分収林となり、現在もこの制度を活用して組合経営を行っている。

なお、詳細なデータは、資料1を参照されたい。

3. 分収林所得の課税事例から

山の景気が良い時代に分収林の収益に夢を馳せ、スギ・ヒノキの成長を楽しみにしていたが、契約期間満了を間近に控え、組合員は分収林に対する税金対策に頭を痛めている。

なぜ、頭を痛めるのか？本町のA組合の事例を紹介したい。

A組合は、次のような分収林規定を定め、地区内の組合員等と分収林契約を結び、森林経営を行っている。

A 生産森林組合分収林規定 (昭和49年1月15日制定)

1. 目的

健全な組合運営を目指し、広範な要造林地などの基盤整備を図るため、一部分を組合員若しくは組合員で構成する地区班に貸し出し、林業生産活動の促進に努めることを目的とする。

2. 定義

(1) 一定の土地について造林に関し希望する組合員は、組合に申し出、総会の議決により分収林契約を締結することができる。

(2) 組合員又はこれに準ずる契約者は、適期保育管理に専念し、山林価値の向上に努めなければならない。

3. 造林費用

造林費用は、造林者の負担とする。ただし、造林者の経済的、年齢的、後継者の理由で保育管理不十分のため山林価値を著しく阻害するおそれがあると認められる場合は、組合で保育管理を行い、要した費用の全部又は一部を負担することもある。その場合、組合、造林者双方協議して執行する。

4. 分収割合

収益の分収比率は、特に定めない限り、組合3、造林者7の割合とする。

5. 権利

植栽された樹木は、組合及び造林者の共有とする。よって、いかなる事由といえども総会の議決を得ない限り造林者は、他へ譲渡することはできない。

6. 処分

(1) 当該分収林の樹木について、売買処分を希望する場合は、組合に申し出、総会の議決を得て、組合と造林者立ち会いにより調査し、組合立ち会いで競争入札を執行、予定価格に達した時売買する。

(2) 間伐については、売買明細により契約の分収率で代金を收受する。

(3) 売買処分に伴う費用は、概ね毎木調査、境界確認、現地案内、入札告知案内、入札、売買契約に要した費用

とし、その他については、その都度協議して決定する。

(4) 負担割合は、分収割合とする。

7. 期限及び跡地

(1) 分収契約期限は、伐期50年以内とする。ただし、しいたけ原木等、萌芽性の植栽木は、概ね30年とする。

(2) 期限内伐採後はその分収契約を解除し、その伐採跡地は組合に帰属する。

8. 集団売買の原則

集団造林地は、伐採跡地の再利用促進と伐採搬出を容易にするため、集団売買を原則とする。

9. 作業道開設及び維持管理

(1) 保育管理に必要な作業道路の開設は、組合費用負担により開設する。

(2) 保育管理期間の維持管理は、組合負担とする。

10. 森林火災保険の加入

植栽樹木に対し火災保険に加入し契約者を組合とし保険料は組合負担とする。

11. 租税公課

固定資産税等は、組合負担とする。

12. その他

この規定に定めのない事項については、組合と造林者の協議により、総会の議決を得て執行する。

A組合は、上記の規定に基づき造林者Bと分収林契約を締結していたが、平成9年中に30年の契約期間が満了し、立木を売却した。立木代金（約2,300万円）の3割に当たる690万円余が分収金として計上され、その所得に対する課税金額は、次のとおりである。

- 法人名 A 生産森林組合
- 事業年度 (自) 平成9年4月1日
(至) 平成10年3月31日
- 申告種類確定
- 納税地宮崎県東臼杵郡北川町
- 資本金等 9,000,000円
- 当期利益 331,424円
- 所得金額 6,911,226円

(単位:円)

税目	申告納付額	内 訳	前年度納税額	備考
法人税	1,813,300			
事業税	482,800			
県民税	113,000	法人税割額 93,000円 均等割額 20,000円	20,000	
町民税	334,100	法人税割額 274,100円 均等割額 60,000円	60,000	
合 計	2,743,200		80,000	

※ A 生産森林組合確定申告書抜粋

分収金は6,911,226円、税金総額は2,743,200円。なんと所得の40%である。この税金が、組合の頭痛の種なのである。楽しみにしていた分収林収益は、木材価格の下落によって見込みを大きく下回り、おまけに4割が税金にもっていかれるダブルパンチである。税金が高い!まさに、分収林所得の税制に異論・反論・Objectionである。

4. 法人税と個人の山林所得税の比較

分収金に課せられる税金が高く感じられるのは、なぜか。次を比較事例をごらんいただきたい。個人が直接分収契約を結んで、伐採した時の分収金に課税される山林所得税に比べ、生産森林組合は、法人税、事業税が課税されるため、税額が大幅に高くなっている。個人と生産森林組合の税金総額は、後者が前者の7倍近くになり、どうにかならないのかというのが、私どもの主張である。

… 比較事例 …

生産森林組合の分収林地の伐採に伴う分収金の税制

1 一般的な伐採収入

山林所得税 … 分離5分5乗方式

2 生産森林組合の伐採収入

(1) 直営林事業分量配当残については、法人税

組合員が受けた事業分量配当については、山林所得税

(2) 分収林法人税 (注1)

3 法人税と山林所得税による税額の乖離

<分収金が1,000万円の場合>

(1) 法人税の場合 (生産森林組合)

○法人税 (25%)	2,500,000円
○法人事業税 (400万円×5.6%)	224,000円
(600万円×7.5%)	450,000円
○法人県民税 (250万円×5%)	125,000円
均等割 (定額)	20,000円
○法人町民税 (250万円×14.7%)	367,500円
均等割 (定額)	50,000円

合 計 3,736,500円

(2) 山林所得税の場合 (個人の分収林)

1,000万円 - (1,000万円×45%) - 50万円 = 500万円

(概算経費控除45%特別控除50万円)

500万円 × 1/5 × 10% × 5 = 50万円 (分離課税5分5乗)

(3) (1)と(2)の乖離

374万円 ÷ 50万円 > 7倍

(注1) 組合が単なる土地提供者として得た分収金は、組合員が直接従事していないので、「損金」とは認められないため、従事割配当でもなく、また、配当を受けた組合員は、山林所得扱いにもならない。このため、決算上益金として法人税の課税対象となる

5. 異論、反論、Objection

このように、分収金は決算上「損金」と認められないために、組合は高額の税金を支払わなければならない。分収益金が従事割配当できれば良いのであるが、一朝一夕には解決できない問題である。

以下、生産森林組合長の悲痛なる「異論、反論、Objection」を紹介したい。

- ・税金がタダとまではいなくても、もう少し安くしてほしい。重税感がある。
- ・分収林は共同経営という考え方で、個人の山林所得と同じ取り扱いができないか。
- ・出資割配当では楽しみがない。分収林収益にも従事割配当を認めてほしい。

- ・分収造林地の監視、見回り、山林調査等を行えば従事割配当が可能ではないか。
- ・分収林を楽しみにしていたのに、木材価格が下落し、夢がなくなった。
- ・税金をたくさん取られると理事が悪くいわれ、責任も重く、もうやりたくない。
- ・こんなことなら、生産森林組合 (法人) にしなければ良かった。

6. まとめ

国の見解では、分収造林で土地提供者たる生産森林組合が分収金を組合員に配当したとき、組合員の生産活動に対するものでないから、損金扱いできないとされており、従事割配当は、認められていない。分

高知県における生産森林組合の現況

高知県入会林野コンサルタント 西 森 正 信

収益の個人分配は、出資割配当のみで払込
済出資額の10%以内である。

普通法人の法人税率が34.5%に対し、生
産森林組合の法人税率は25%（従前27%）
となっており、ある程度優遇されている。
分収益金の税金について、あまり声を大に
すると、やぶ蛇かなという心配もあるが、
それでも、従事割配当は、認められないも
のか。
今後、サラリーマンが大半を占める組合で
は、ますます山林労務に不慣れな組合員が

増え、しかも過疎化・高齢化等により、組
合員の労働提供では事業が成り立ちにくい
状況が出てくる。社会・経済システムの分
業化が進む中で、組合の山林経営も直営か
ら委託への流れにあり、今後も分収林は増
え続けるものと思われる。法の趣旨にそぐ
わない面もあるが、生産森林組合の現実
は、たいへん厳しく、お先真っ暗という状
態である。この現実を認識していただき、
山村に夢を与える意味で、税制の見直しを
お願いしたい。

はじめに

高知県における生産森林組合の発想は、
昭和29年当時高知県森林組合連合会の専
務をされていた竹村正一氏が、恩給造林の
制度を提起したことに端を発している。

昭和30年、高知県の米どころである香長
平野を中心に冷害が発生したことから、農
家は農地による米の生産にのみ依存する農
業経営に先行き不安を感じ、恩給造林の発
意に共感し、林業経営を取り入れた農林業
一体の経営を行うことで、農家経済の安定
を旨とし分収造林の機運が高まった。

1. 高知県方式分収造林補助金交付規程の 制度（別添）

昭和33年3月に至り、高知県分収造林補
助金交付規程が制定され、①生産森林組合
及び、②知事が認める社会福祉法人、③組
合等が分収造林事業を行う場合、手入刈
り、つる切り、除伐、山小屋建設事業等の
経費について助成することとした。

2. 県をあげての取り組み

戦後3代目の知事に就任した溝淵知事
（故人）の当初、県政顧問をされていた入交
好保氏（故人）が殊のほか分収造林方式を
推奨したことから、県下の各地に生産森林
組合が、孤々の声をあげるに至り県下に65
組合が発足した。将に生産森林組合の黄金
の時代とも謂うべく分収造林の制度が花開
いた感がある。

3. 県下30万ヘクタールの造林目標を掲げる

この当時は、復興期で林材業は有卦に入
っていたことでもあり、昭和53年度に行わ
れる全国植樹祭を目的に高知県の人工林の
面積を30万ヘクタール達成しようとの知
事のかけ声で、一般でも競って植林に励ん
だ。生産森林組合も、これに呼応して、照
葉樹等片っ端から伐採してスギ、ヒノキの
経済林造成に切りかえられた。高知県は岩
手県に次いで木炭生産県であったが戦後の
燃料革命により木炭生産は衰微の一途を辿
り、スギ、ヒノキの人工林に様相を変えて
行った。

4. 生産森林組合の経緯

生産森林組合の形態は、市町村との分収
造林契約、部落有林を対象としたものの外
林業構造改善事業が打ち出されたことで国
有林活用がメニューの一つに加えられたこ
ともあって、国有林との分収契約による部
分林の設定が盛んであった。

このほか、入会林野整備が進むにつれ
て、入会林野地に、スギ、ヒノキの植栽が
されている場合、個人毎の分割処理が困難
なことから、個人分割処理を心がけ乍ら心
ならずも生産森林組合によらなければなら
ない事情があった。

5. 入会林野整備による生産森林組合の形態

入会林野整備により設立された生産森林
組合が32組合ある。このうち県との間で
分収造林契約を締結しているもの1組合、

生産森林組合一覧表（平成8年度末現在）

組合名	組合員	不在村	役員数	森林面積 (h a)				内分収林の 面積 (B)	分収林割合 A ÷ B (%)
				人工林	天然林	その他	計 (A)		
下塚	63		7	229	463	21	713	382	54
松瀬	29	1	8	199	234		433	157	36
葛葉	26	1	7	209	161	2	372	117	31
深瀬	90	2	11	791	94	15	900	614	68
白石	59	1	8	323	140	120	583	288	49
深崎	29	1	7	94	18		112	72	64
八戸	38	3	7	48	52	10	110	0	0
下赤	34		9	436	204		640	264	41
上赤	50	4	10	177	85	10	272	157	58
家田	74		7	171	82	1	254	97	38
川坂	103	5	7	174	36		210	92	44
飛石	97		8	284	190	9	483	212	44
本村	66		8	240	3	17	260	214	82
俵野	97	3	7	287	1	1	289	101	35
合計	855	21	111	3,662	1,763	206	5,631	2,767	49

組合名	育林実績 (h a)			納付税額 (千円)					
	保育	間伐	主伐	法人税	県民税	町民税	資産税	その他	合計
下塚	13			33	29	65	306		433
松瀬	15				20	60	347		427
葛葉					20	60	244		324
深瀬	20	14			20	60	280		360
白石		4			20	60	292		372
深崎				46	33	67	49		195
八戸	2	5			20	60	69		149
下赤					20	60	523	135	738
上赤			54		20	60	136		216
家田	10			31	22	64	91		208
川坂				522	46	137	21	3	729
飛石	2				20	60	118		198
本村	1				20	60	33	15	128
俵野	0			80	20	60	10	39	209
合計	63	23	54	712	330	933	2,519	192	4,686

森林整備公社と分収造林契約を締結しているものが14組合存在している。分収歩合は、県の場合4:6、整備公社の場合は、4:6の当事者契約のほか、5:1:4の三者契約がある。

6. 土地所有の形態

国有地にかかる部分林と称するもの72組合、入会林野近代化整備による現物出資にかかるもの32組合、個人有地に地上権を有しているもの26組合、市町村有地を対象としての分収契約が15組合部落有林にかかるものが14組合存在する。

7. 問題点

生産森林組合は、組合員による経営が規範とされているが、前述のとおり単に土地提供者となっているものが、収益をあげた時に税制の優遇措置が現行法では受けられないことである。

高知県においては、収益をあげた事例もなくこのことによるトラブルは聞かない。

近來の長い間の木材価格の低迷は、ひとり生産森林組合に限ることなく、森林経営そのものを所有者自身が見限った感を受けるこの頃であるこの会に当たって、基本的なことについてアンケートをとったが、その結果は別紙のとおりであって法人として必要最小限のことが行われていないことにあ然としている。

かつて、林野庁主催による中央コンサルタント会議が開催されていたが、その会議において整備を図るうえでの法律問題、整備手続き上の問題点が提起され、それぞれの専門の先生方から回答されたことである。初めの頃は、法律問題が圧倒的多数であったが、整備が進むに従って生産森林組

合の問題が毎回提起されるようになった。これから、中央会議で質問のあったことについて、昭和55年に至り整備に携わる者の座右の極めて貴重な書籍として「入会林野の高度利用」が、今は亡き熊谷開作先生ほか入会林野近代化研究会の方々によって執筆され発刊された。入会研究会の代表であられる中尾先生も法律問題で当然登場され蘊蓄を傾けておられる。

この書籍の中に、生産森林組合にかかわることが15問程記載されている。今回の研究会の「テーマ」とされている「入会・生産森林組合の分収所得と税制」であるが、林業経営の場合、収入に至る時期が40年50年と、はるか彼方のことであるから、現在課税されている固定資産税や、法人住民税以外の伐採による収益に対する課税について、案外無頓着に過ぎているのではないか、杞憂に過ぎなければよいが。

先に述べた、「入会林野高度利用」の問題88には、生産森林組合設立後の経営の近代化はあまり進んでいないが、組合の経営活動に対して更に、育成の措置を講じ、内容力をかん養すべきでないか。

このことについて、半田先生が、次のように手きびしく指摘されている、

【答】

「整備後の生産森林組合設立の意義については殆ど認識されず、単に旧来の入会林野の実体を継続するための受け皿とみなされている感が深い、生産森林組合の経営の近代化が進歩しない最大の理由は、この点に存する。

生産森林組合に内発的発展力を涵養するには、ソフトな分野の助成策を積極的に推進する一方、生産森林組合の例でも、林業事業体としての自立性をより強化すべく体質改

善を図ることが望まれる。」と結んでいる。

問89、入会林野整備後の協業形態として、これまでに多数の生産森林組合が設立されてきたが、これにつきより突っ込んだ反省と検討が必要でないか。森林の近代化が進んでいない実情をふまえ、協業体の育成強化という点からどのようなことが考えられるか。

【答】

生産森林組合（以下単に生森という）の制度は、現行法制上、存在する共同事業体の中では、他の形態に比較して入会林野整備による協業化の受け皿としては比較的適した制度である。即ち、零細な農山村民が共有の性質を有する入会権を消滅し、それぞれ個人の所有権とされた林地を現物出資し、これに基づいて森林自営の協業化を図り、その地域の自治と振興を図ろうとするものであった。生森の協同組合としてもつ連帯互助性は、旧入会集団であった部落共同体の性格に共通するものがあり、ただ、その構成員の点で旧入会集団員のごとき多数を、また必ずしもその地区在住者に限ることを予想していない点を除けばこの制度は、十分に受け皿になり得るものであったと考えられる。

ここまでは、生産森林組合を設立することが、入会整備の受け皿として適当であったと受けとめられる。しかし乍ら次第に手きびしく指摘されている。「入会林の整備

により、これまで設立された生森の多数は、生森が本来すべき近代的な森林経営の共同事業体としての機能を果たしていない。なんの活動もしていない休眠組合が最も多く、なかには休眠組合のまま過ぎて早くも解散を希望する例もあるという。」また、「入会整備に当たり、生森がその手段として上から与えられたものであって、住民の自発的意志と自らの努力で設立されたものでないこと、そして多くの場合個人の所有権に分割するのに適しない奥山ないし、雑木山を便宜上同時に整備し、この部分につき、協業化の受け皿として行政指導により生森が設立されたという事情に起因すると考えられる。

行政側の指導については、「県による組合指導は、森林組合で手一杯であり、多数の生森には及び得ないところが多い。もちろん県によっては、生森向けの研修会を行う例もあるが、全体的に見て生森は設立後放置されたまま、その育成強化の実はあがっていないようである。」

そして、「生産組合の自営原則ないし、組合員の常時従事義務などを、生森においてのみ大幅に修正することは困難であるから、一種の林地管理団体の立法化が考えられる。しかし、これも困難であるとすれば、会社形態など他の形態をとるしかないであろう。」と結んでいる。

発送 137部 回収 98部 (回収率72%)

1. 総会を開催していますか。		4. 土地所有の関係について	
① 開いている	51	① 国有林	43
② 開いていない	47	② 個人	17
総会を開いていない理由は		③ 市町村有林	9
イ. 事業してないから	35	④ 入会整備による現物出資	10
ロ. 委託しているから	2	⑤ 部落有林	8
ハ. 必要な条件が生じたときに開いている	5	⑥ 回答なし	11
ニ. 回答なし	5	5. 従事分量配当ということを知っているか	
2. 組合を経営するうえで何が問題か		① 知っている	53
① 資金不足	37	② 知らない、聞いたことがない	45
② 労力不足	34	6. 今後、組合を継続するか	
③ 事務処理が煩雑	21	① 継続する	69
④ 回答なし	6	② 解散したい	21
3. 事業実施について		③ 回答なし	8
① 組合員相互でやっている	55	解散したい理由は	
② 森林組合に委託している	26	イ. 木材価格が安くて、間伐する意欲もわかない	
③ 回答なし	17	ロ. 高齢化で手入れができない	
		ハ. 事務処理が煩雑である	
		ニ. 現状では将来の見込みがたたない	

九州大学農学部 堺 正 紘

1. はじめに
 - ① 生産森林組合の当期剰余金は、このうち作業に従事した組合員に「従事割配当」した場合、法人税額の算出にあたってその金額を損金として剰余金から控除することができる。ただし、組合員の作業等従事に対して賃金を支払わないこと。
 - ② 当期未処分剰余金のある生産森組は46%、このうち「従事割配当」を行ったのが12%である。従事割り配当のメリットは大きい。
 - ③ 生産森組の46%が、その経営面積の24%を各種の分収造林に土地提供している(1996年度森林組合統計)。
 - ④ 分収造林の土地提供者取り分は「地代」相当額であり、これを「従事割配当」の対象にすべきかについて議論がある。
 - ⑤ 分収造林における造林木の所有関係及び土地所有者の経営への関与の程度を、分収造林契約書を時代別に分析することによって、土地提供者取り分の性格を明らかにする。
2. 生産森組の財務 (1996年度森林組合統計)
 - ① 事業収益：869組合、85億5,222万円(328万円/組合)。
県別では、大分：49組合、1億8,757万、広島：35組合、2,543万円、宮崎：34組合、1億3,849万円、鹿児島：24組合、2,416万円
 - ② 当期剰余金：1215組合、6億7,006万円(55万円/組合)。
県別では、大分：55組合、3,733万円、鳥取：42組合、2,595万円、広島：41組合、1,939万円、長崎：37組合、937万円、宮崎：35組合、7,127万円
 - ③ 従事割配当：182組合、4億3,247万円(237万円)。
県別では、大分：17組合、2,116万円、宮崎：11組合、5,056万円、長崎：9組合、106万円、広島：6組合、2,246万円、佐賀：6組合、2,091万円
 - ④ 生産森組の事業活動は総じて停滞しているが、その中において事業収益をあげ、純利益を出し、これを従事割り配当している組合も存在することは注目に値する。
3. 分収造林契約の特徴
 - ① 地上権設定契約であること
分収造林契約を3期(1期：分収造林特措法まで、2期：近代化法まで、3期：近代化法以後)に分けてみると、各時期を通じて造林者による地上権の設定がうたわれている。
 - ② 分収歩合
分収歩合は、50：50から80：20まで様々であるが、3期(近代化法以降)は造林者の持ち分が増加している。
 - ③ 造林木の所有関係
造林木は、1期(分収造林特措法まで)

は造林者の単独所有、その後は造林者と土地提供者の共有が多い。ただし、一部には分収造林特措法後も「造林木共有」の規定のない事例もある。

④ 土地提供者の森林管理義務

分収造林契約では土地提供者に森林管理への協力義務を課すところが多い。いくつかの例を示すと次のとおりである。

- (1) 「土地所有者造林地保護の義務履行について知事の指揮に従わないときは知事は土地所有者に代わり必要と認める事項を施行してその費用を徴収しても異議のないこと」(宮崎 S25、県行造林)。
- (2) 「次の管理業務について協力する(大分 S39、県行造林、5項目)。
1) 火災の予防及び消火 2) 盗伐、誤伐、侵壟その他の加害行為の予防及び排除 3) 有害鳥獣及び病虫害の駆除及び予防 4) 境界標その他の標識の保全 5) 労務の調達」
- (3) 「次の事項に協力するものとする(鹿児島 S59、公社造林、5項目)。
1) 火災の予防及び消防 2) 盗伐、誤伐、侵壟その他加害行為の予防及び防止 3) 森林病虫害等の発生予防及び防止 4) 境界標識の保全 5) その他保護管理に必要な事項」
- (4) 「次の業務について協力する(鹿児島 S50、県行造林、6項目)。
1) 火災予防及び消火 2) 盗伐、誤伐、侵壟、その他の加害行為の予防及び排除 3) 有害鳥獣及び病虫害の予防及び駆除 4) 境界標識その他標識の保全 5) 労務

の調達 6) 看守人の設置」

- (5) 「次の義務を負うものとする(鳥取 S44、公社造林、7項目)。
1) 地上権の設定登記につき協力すること 2) 火災の予防及び消火 3) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止 4) 有害鳥獣及び病虫害の駆除並びに蔓延の防止 5) 境界の測量及び境界標その他の設置に協力 6) 防火線、巡視道及び林道の破損防止並びに小修理 7) 造林保育のための事業に必要な労務の調達に協力」

なお、このような事例の他に、森林管理の協力義務の規定を欠く契約もある。例えば、鳥取 S30、鳥取 S38、広島 S11、広島 S39、高知 S40、福岡 S25、長崎 S36、長崎 S38、長崎 S51、熊本 S55、などである。

⑤ 持ち分処分の相互承認

契約当事者の持ち分処分には当事者の相互承認を要するとする例が多いが、分収造林法以前にはその事例がない。近代化法までの間も中四国ではその例がないが、九州ではほとんど規定されている。近代化法以降は大半にこの規定がある。

4. むすび—分収取り分の性格—

- ① 「造林木の共有」が規定されている場合
分収造林は造林者と土地提供者との共同経営であり、土地提供者の「分収取り分」は経営に対する報酬と考えられる。したがって、従事割り配当の損金算入については全く問題がない。
- ② 森林管理の協力義務について
分収造林地の管理に対する協力義務の内容は、森林火災、病中獣害、盗伐、労務調達等、多岐にわたる。これらは、いず

れも造林木が健全に成熟するかどうかにかかわるきわめて重要な業務・作業であり、本来、新植、保育作業と同様に、森林経営者によって担当されるべき部分である。

ところが、分収造林では、森林管理業務が土地提供者の義務とされている。土地提供者にも造林木の成林に向けて森林を保護管理することが義務づけられているのである。その意味で、土地提供者は共同経営者に近い立場にあるということができよう。

したがって、業務協力義務の規定のある分収造林契約の場合、造林木共有の規定がない場合でも、土地提供者取り分には共同経営者としての果実とみるべきであろう。

- ③ 造林木共有及び業務協力義務をともに欠く場合

福岡 S38 はこれらを共に欠いている。この場合、土地提供者の取り分を、共同経営者としての果実と見ることは難しい。

④ むすび

生産森組にかかわる分収造林契約では、そのほとんどに「造林木の共有」あるいは「管理協力義務」の規定が設けられている。その意味するところは、分収造林は造林者によって地上権設定が行われているものの、その成果は土地提供者との共同作業によってはじめて完全な形で実現されるというところにある。

分収造林における土地提供者取り分は共同経営の成果であり、したがって従事割り配当の対象になるものとする。



表 時期別に見た生産森林組合等に関わる分収造林契約の事例

県別	昭和33年分収造林法以前まで	昭和33年～昭和41年入会近代化法以前まで	昭和41年入会近代化法以降
鳥取	S.30.3.10 (50年間)、入会、20.81ha、スギ 県行造林、県55：土地45、 S.50.2.18にH生森に継承	S.38.4.1 (45年間)、T生森、34.63ha、アカマツ 県行造林、県60：生森40、	S.44.7.1 (60年間)、T生森、7.94ha 県公社造林、公社60：生森40、地上権、造林木共有 協力義務 (7項目)
島根			S.46.10.1 (47年間)、生森、9.06ha、ヒノキ、マツ 県行造林、町60：土地所有40、地上権、造林木共有 管理協力 (5項目) S.59.11.1 (45年間)、生森、8.74ha 県行造林、町60：土地所有40、スギ、ヒノキ、地上権、 持分処分相互承諾、協力義務 (5項目) S.63.3.15 (40年間)、生森、面積不明 県行造林、市60：土地所有40、スギ、ヒノキ、地上権、 林木共有、持分処分相互承諾、
岡山			S.44.4.15 (50年間)、生森、16.86ha 県公社造林、公社60：生森40、スギ、ヒノキ、アカマツ、 地上権、造林木共有、管理協力 (5項目)
広島	S.11.12.10 (60年間)、土地所有者不明、57.69ha 県行造林、県60：土地所有者40 (地代及び看守料)、 地上権、スギ、ヒノキ、協力義務 (4項目)	S.39.3.2 (60年間)、生森、40.28ha、スギ、ヒノキ、アカマツ 県行造林、県60：生森40、地上権、造林木共有	統一株式会社 県公社造林、公社60：土地所有者40、地上権、造林木 共有、協力義務 (6項目)
山口			S.61.7.11 (50年間)、I生森、10.94ha、スギ、ヒノキ、マツ 県公社造林、公社60：生森40、地上権、造林木共有、 協力義務 (6項目)
愛媛	S.17.3.、地上権契約 (県と村)、S.31.7.19に村有 地はK郡落着を譲渡、26.78ha		S.41.12.22 (45年間)、国有林、15.74ha、スギ、ヒノキ 部分林、C生森80：国20、 S.48.12 (50年間)、K生森、23.55ha、スギ、ヒノキ、県公 社造林、公社60：生森40、地上権、協力義務、造林木共有 S.53.1.5 (50年間)、T生森、10.96ha、スギ、ヒノキ 県公社造林、公社60：生森40、地上権、造林木共有、 協力義務
高知			統一株式会社、S.40.7.18 (60年間)、生森、スギ、ヒノキ、マツ 県行造林、県60：生森40、地上権、造林木：造林者、 協力義務 (5項目) S.48.2.1 (50年間)、生森、地上権、面積不明、造林 木造林者、公社60：生森60、公社造林 H.1.3.16 (70年間)、生森、スギ、ヒノキ、面積不明、 県行造林、地上権、造林木共有、協力義務 (6項目)

福岡	S.25.3.20 (65年間)、M入会、S.30.9.5に地上権設定契 約、紀元2600年記念県行造林、県50：入会50、協力義務 (4項目)、37.98町歩	S.38.4.1 (57年間)、Y町、37.98ha、県50：Y村50、 県行造林、県50：Y町50、S.57.2.26に土地所有者を M生森に変更	
佐賀	S.20.3.31 (50年間)、入会、22.43ha、スギ、県行 造林、県50：入会50、保護義務 (6項目)、 S.46.10.26、地主を生森に変更	S.39.2.20 (43年間)、生森、16.18ha、スギ、ヒノキ、地 上権県行造林、県50：生森50、保護義務 (5項目)	H.3.2.1、生森、7.30ha、スギ、地上権、35年間 県行造林、県50：入会50、保護義務 (6項目)
長崎	S.8.1.1 (55年間)、村、65.65ha、地上権、大礼記念県行 造林、県50：村50、保護義務 (6項目)、造林木造林者所 有	S.36.12.25 (35年間)、入会、3.70ha、地上権、公社造林、 公社60：入会40、管理協力 (5項目)、持分処分相互承 認、立木造林者所有 S.38.8.27 (50年間)、K生森、23.80ha、地上権、県行造 林、県60：K生森40、造林木共有、持分処分相互承認	S.41.12.20 (35年間)、入会、24.93ha、地上権公社造林、 公社60：生森40、管理協力義務 (5項目)、 造林木造林者所有、持分譲渡の相互承認 S.51.5.22 (39年間)、I生森、23.28ha、地上権、県行造 林、県60：生森40、造林木共有、持分処分相互承認 S.56.4.1 (50年間)、I生森、5.00ha、地上権、町行造林、 町60：生森40、管理協力、造林木共有、持分処分相互承 認 S.56.11.18 (42年間)、S生森、43.23ha、地上権公社造 林、公社60：生森40、造林木共有、管理協力義務 (5項目)、持分処分相互承認
熊本	S29.4.1 (60年間)、K入会、15.70ha、地上権、県行造林、 県60：K入会40、スギ、ヒノキ、マツ、管理協力義務 (5項目)		S.56.8.28 (45年間)、K生森、8.50ha、地上権公社造林、 公社60：生森40、造林木共有、
大分		S.39.1.30 (50年間)、T生森、33.21ha、地上権、スギ、ヒ ノキ、県行造林、県60：生森40、造林木共有、持分処分 相互承認、管理協力義務 (5項目)	H.50.2.15 (50年間)、生森、92.90ha、地上権、ヒノキ、スギ 県行造林、県60：生森40、造林木共有、管理協力 (5) H.3.10.24 (55年間)、生森、22.43ha、地上権 公社造林、公社70：生森30、造林木共有、管理協力 (5)
宮崎	S.25 (60年間)、入会、25.00ha、地上権、スギ、新憲法 記念県行造林、県50：地主50、保護義務	S.35.4.1 (85年間)、入会、64.66ha、地上権、スギ、マツ 県行造林、県60：地主40、造林木共有、管理協力義務 (5項目)、持分処分相互承認	S.44.3.31 (50年間)、生森、21.45ha、地上権、スギ、ヒ ノキ、県行造林、県60：生森40、造林木共有、管理協力 (5)、持分処分相互承認 S.51.10.1 (40年間)、生森、285.78ha、地上権、スギ、ヒ ノキ、公社造林、公社60：生森40、造林木共有、管理協力 (5)、持分処分相互承認
鹿児島		S.34.1.26 (40年間)、生森、27.66ha、地上権、スギ、ヒ ノキ、マツ、公社造林、公社60：生森40、造林木共有、管 理協力 (6項目)、持分処分相互承認	S.50.10.31 (30年間)、O生森、13.95ha、地上権、県行造 林、県60：生森40、造林木共有、管理協力 (6) 持分処分相互承認 S.59.11.21 (56年間)、S生森、8.47ha、地上権、スギ 公社造林、公社60：生森40、造林木共有、管理協力 (5) 持分処分相互承認

注：契約項目の記載は、契約年月日 (契約期間)、土地提供者、実測面積、地上権設定、造林樹種、造林者、造林木共有、土地提供者の管理協力義務、持分処分、の順である。
なお、これらの記載を欠く事例は、契約書にその規定が無いことを意味する。

< シンポジウム >

司会 松原 功 (山口県入会林野コンサルタント)
中尾 英俊 (西南学院大学法学部)

発言者 (発言順)

枚田 邦弘 (鹿児島大学農学部)	岡森 昭則 (九州大学農学部)
松尾 俊彦 (長崎県林業公社)	吉嶺 芳徳 (長崎県林務課)
堺 正紘 (九州大学農学部)	安養寺幸夫 (大分県日田地方振興局)
西森 正信 (高知県入会林野コンサルタント)	神崎 五一 (岡山県川上町佐屋生産森林組合)
矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)	楠本 秀一 (福岡県林政課)
加茂 二見 (佐賀県生産森林組合連絡協議会)	大野 幸一 (高知県林業振興課)
石谷 秀彰 (長崎県林業事務所)	小部弥太郎 (佐賀県林政課)
安藤 俊則 (宮崎県北川町)	江淵 武彦 (九州共立大学経済学部)
濱砂 金徳 (宮崎県森林保全課)	藤井 均 (山口県林政課)

司会 (松原) 寄せられた質問や意見は、以下の通りである。

- (I) 各地の事例における個別的問題や事実確認に関するもの
- (II) 森林管理に関する新しい考え方
- (III) 税制上の課題
- (IV) 地縁団体による森林管理の是非

I 分収契約の個別的問題と事実確認

① 対馬における契約期間延長の理由

司会 (松原) 松尾さんに対して、対馬林業公社に対する質問が出ている。

(枚田) 対馬での公社経営において、環境保全の面から伐期を延長した方がよいという話があった。しかし、伐採しても収入がなかなか得られないので延長しているという事情はないのか。また、公社の方から延

長するという例が多いのではないかという気がする。この点、対馬における事情を聞きたい。

(松尾) 対馬林業公社の場合には、契約延長にまで到っていない。ただ、長崎県林業公社の場合には、契約を延長している。この公社が発足したのは昭和36年である。当時は木材需要が多く、早期育成林業が声高に叫ばれていた。そのような情勢の中で、杉であれば、35年生のものであればなんとか利用できるのではないかという考え方から、当初の契約は35年の存続期間にもとづいていた。ところが、土地の生産力も低く、実際には35年では売り物にならなかった。そこで、契約延長ということになった。また、他にも昭和40年代、一番、造林が盛んだった頃だが、1年間に2000haという大面積の植林を行なった。これを一度に

伐採することは難しい。そこには、経営上、環境上、県の林政上の問題が絡んでくるので、関係者と十分に協議して考え方の調整をする必要がある。

② 対馬の信託方式と分収方式
(堺) 公社造林の信託方式から分収方式への転換の背景について聞きたい。
(松尾) 信託方式とは、総収入から経費を差し引いた残りを土地所有者に還元するという方式だ。この方法においては、かかった経費を契約地ごとに記録しておかなければならないから、事務処理上、煩雑となる。また、施業にあたって、公社と森林所有者とで、意見が分かれる危険性がある。また、木材価格が低下すると、原価の方が収入を上回ってしまうことがある。中でも悲惨なのは、松林が松喰虫の被害に遭って収入が得られない場合だ。この場合でも、経費はかかっているが、これを精算段階で森林所有者に負担を求めることは難しい。このような点を考えて、現在、信託方式を分収契約方式に転換中である。これは昭和42年から開始したが、まだ40件ほど信託方式が残っている。早い時期に信託方式で植林した地域においては、当初の経費が安かった反面、良い桧山になっているような地域もある。このような地域では、旧来からの信託方式の方が高利益を得られると考えており、なかなか分収方式への転換に応じてもらえない。

③ 高知県における個人分割方式と生産森林組合方式

(枚田) 高知県では、整備後の経営形態において、生産森林組合方式ではなく、個人分割方式を採らざるをえなかった理由として、スギ・ヒノキの造林が行なわれていたからとされていた。しかし、造林地につい

ては植栽者個人に分割するという方向に行きやすいのではないかと思う。高知県においては、何故に個人分割が不可能だったか。

(西森) これらは、共同造林地だ。もともと私は、生産森林組合方式は問題が多く、個人分割方式の方がよいと思ってきたが、共同造林地については、生産森林組合方式しか方法がない。

④ 愛媛県の事例に関する補足

(矢野) 堺さんの報告では、各県の分収造林契約が分析されている。これによって、契約について様々なバリエーションがあることが分かる。どうしてこのようなバリエーションが生まれるのかという点を検討するためには、歴史的経緯を見る必要があろう。堺さんが資料で紹介された愛媛県の3件について、その事情を補足的に説明しておきたい。まず、昭和17年の契約だが、これは、周桑郡旧桜樹村が当事者だが、堺さんの資料で、昭和31年に「村有地は部落有を確認」とされている。愛媛県では、明治末期に部落有林野統一が進められた。最初の統一事例は五十崎村で、土地の名義は村有だが、地元「保護組」を作り、これに造林をさせた。これがモデルとなって、桜樹村、中川村といった地域で、同じ方法が採られた。これらの地域では、土地の名義は村有であっても実質は部落有だとの意識を村民が持ち続けてきた。そのために、上記のような確認がされたのであろう。この契約の場合、分収割合が不明ということだが、地元「保護組」という造林者集団がよく機能していた場合には、地元民による管理が十分行なわれていた。戦後、地元「保護組」がなくなった地区では県にこれを依存するようになり、昭和47年に契約が改

められている。分収割合が不明なのはこの場合であり、原契約にはこれが記載されていたものと思われる。次に昭和41年の契約だが、これは広見町の例だ。ここでは、国有地に分収造林契約を設定している。国有地上の分収契約は他に見られない。ここ広見町でも、かなり部落有林野統一が行なわれ、地元には保護組が置かれて集団的に管理するものとされた。国有地分収契約の対象となった土地が何故に国有となったのかよくわからないが、契約上の規定上明らかなことは、土地所有者である国は、まったく何もしないということだ。費用も労力も地元が出すということで、分収割合は、地元・生産森林組合が80%、国が20%となっている。にも関わらず、地上立木は国の所有に属するとされている。これは、国という強い立場だったからだろう。また、昭和53年の契約だが、これは菊間町の例だ。これは土地所有者が生産森林組合だから、その他の県の契約と類似している。この契約が結ばれた経緯については、私はよく知らないが、造林木は土地提供者と造林者の共有と定める規定が目される。

(松原) 昭和53年の事例についてだが、愛媛県の場合、造林公社が解消された。これにより、公社造林は県行造林に移行したのではないか。

(矢野) 昭和53年事例の契約書には、その点、記載がないのでわからないが、最初の周桑郡丹原町の事例においては、昭和56年に、当事者が愛媛県造林公社から愛媛県知事へ変わっている。したがって、この場合、県行造林へと移行したと考えられる。

II 森林管理に関する新しい考え方

① 管理費の負担

(塚) 松尾さんの報告事例における分収割合はどれくらいか。

(松尾) 慣行に従って、所有者4、公社6となっている。

(塚) 所有権を超えた森林管理の理念はうなずけるが、このことを考慮した森林管理費負担の変更はあるのか。あるいは、どのような負担方式が望ましいと考えられるか。

(松尾) 森林管理費負担の問題については、報告の中で述べた森林ボランティア提言の中では、具体的な提案は行なわれていない。ただ、現在の社会経済情勢下においては、適正な森林管理を行えば、赤字になるのは当たり前だ。国有林において累積債務が生じた点については、高利の貸付金による長期間の運営を強いた財務当局に責任がある。国民の合意の上で、森林を適正に運営するシステムが実現するならば、それに伴う支出は、当然に受益者たる国民が負担すべきだと、上記提言は考えているのではないか。この提言が、森林水源税の創設を市民サイドから提唱する用意があるとしているのは、このような意味を含むのではないかと思う。公社としても、具体的な提唱をする段階ではないが、国民一般の合意を得た上で、そのような経済的支援が得られたらよいと思う。

(塚) 新しい森林管理制度が必要となってきていることは、ここにご出席の方はそれぞれに感じておられると思う。木材販売収入によって森林を管理するという従来の方法が限界に来ていることは確かだ。長崎県森林公社では、木材販売収入以外に森林管理の原資を求める具体的案を持っているのか。

(松尾) 昭和60年代、長崎県林業公社においても、行財政改革の必要性が指摘された。実際に、4名の人員を削減し、別途に収入増大の道を考えることが求められた。しかし、生首を切るわけにもいかないので、新しい業務の展開を考えた。現在、森と人を繋ぐ事業、たとえば、森林を利用した公園、ログハウスを利用した事業などを手がけるようになり、現在では市町村、県、環境庁、文部省、文化庁による様々な事業について、公社に設計・施工管理をして欲しいという要望が入ってくるようになった。これらの事業により、かなりの収入を得ている。現在、そのような業務展開のため、二級建築士を3名、その他、2名の新卒者で経験期間中の者を置いている。今後は、さらに林産部門へ進出し、付加価値の高い事業を実施しなければならないと考えている。

② 管理意欲衰退対策

(加茂) 佐賀県には、115の生産森林組合がある。最近では、森林に対する認識が薄らいできて、事業を実施するには不参加者が多くなっている。私の地域でも、組合員数80名、保有森林面積120haであるが、14、5年ほど前は、事業の際に、50名から60名程度の参加者があった。しかし、現在では、20名ほどしか集まらなくなっている。間伐、枝打ち、下草刈りなどの仕事については、必ず総会で決議し、3年ほど前から組合員は最低3日の参加を義務づけている。それにも関わらず、不参加者は跡を絶たない。地区の青年部などに協力をしてもらっている状態だ。現在、専業農家は10数戸まで減少し、若者は都会に働きに出るようになってしまった。佐賀県では、どこでもこのような状態だ。この状態を改善するに

はどうしたらよieldろうか。

(塚) 総会を毎年開催されているという点、非常に良いことだ。不参加者が多いとはいえ、出役について総会で話がまとまるというのは、全国的にみて、まだ良いほうだと思う。今後、出役への意欲を高めるためには、西森さんが問題提起されたように、収益を上げ配当することだ。高知県の苓北地方で、数十haの個人有林において、毎年100万円以上の間伐収入を得ている例がある。加茂さんの地域においても、そのような可能性を秘めていると思う。不参加者が増加するのであれば、山林の作業はボランティアに任せて収益もこの人たちにだけ配分してもよいか、という問題提起をしたらどうか。現在、山林を資産としてではなく、荷物として感じている人もいる。一方では、他人の山林であっても作業をしたいというほど森林に飢えている人もいる。このミスマッチをどう解決するかが問題だ。

(西森) 生産森林組合に限らず、山林所有者が間伐の必要な山を放置しているという例がある。その理由は、切り出しに費用がかかる反面、収入が少ないというところにある。そこで、ボランティアを募って山林作業を実施するという方法を使ったこともある。いくら安いと言っても、間伐によって何がしかの収入は得られる。これで作業に必要な道具を揃え、弁当も提供し、丸太でこしらえた建物を安く借り上げて宿泊施設とした。50名の参加者をいくつかの班に分け、森林組合のベテランに班長を頼んだ。チェーンソーを使用する危険な作業なので、一人当たり1275円の保険もかけた。最初は慣れない仕事であっても、班長の指導でうまくこなせるようになった。そのようなボランティアが集まるのかと疑問に思

う人がいるかもしれない。しかし、新聞にボランティア募集の広告を出せば、困るほど人は集まる。山林作業をしてみたいと思っている人は、都市部に意外に多いものだ。それに関わらず、労力がなく山林の管理ができないので解散したいと相談に来る生産森林組合関係者が多い。私は、むしろそういう地区へ乗り込んで行きたいとさえ思う。そのような山林を提供してもらい、収益はボランティアの費用に投入する。これによって、山林の管理は可能だ。もちろん余剰金があれば生産森林組合に還元してよい。伐採跡地には広葉樹を植える。私はこれを針広混合モデル林と呼んでいる。このような土地を管内に広げてゆきたいと思う。

III 税制上の課題

① 住民税について

(石谷) 納付税額一覧表の中で、法人における市町村民税均等割額が6万円となっている。通常は5万円だが、北川町では増税しているのか。

(安藤) 制限税率を採用しているので、6万円まで課税できると解釈している。所得割の方も制限税率いっぱい課税をしている。ただし、町の補助事業として、生産森林組合に補助金を出し、その分は還元している。県の地方課より、税率引き下げ指導が行なわれているとのことで、今後の検討課題だと思う。

(石谷) 私たちの管内においても、29組合あるが、収入がなくて税金を納めていないところもある。市町村民税の均等割の負担が大きい。ぜひ、引き下げを実現してもらいたい。

(安藤) もう1つの負担は、固定資産税だ。できるだけ、保安林指定などを利用して節税指導をしてゆきたい。

② 法人事業税と山林所得税

(堺) 法人と個人での分収所得に対する課税方式には論理矛盾があるのではないか。レジメの最後の頁に、法人税と山林所得税における乖離ということで、法人の場合と個人の場合の両方が示されている。すなわち、(1) 生産森林組合が土地提供者として1000万円の所得を得た場合、(2) 個人が土地提供者として1000万円の所得を得た場合が比較されている。個人の場合には、山林所得として認められているが、法人の場合にはそうではない。一方を山林所得として認めるなら他方もそうすべきだし、一方を山林所得と認めないのなら他方も認めるべきではない。ここに混乱があるように思う。この問題に関する生産森林組合側の考え方、税務署の見解を聞きたい。

(安藤) 税務署と話していないので、その見解はわからない。事例で紹介した生産森林組合には、690万円の所得があり200数十万円の住民税、法人税が課せられた。分収林の場合、従事割配当を損金算入することができず、所得金額全体に課税されている。個人の場合に山林所得と認められるのなら、節税のために法人についてもこれを認めてもらいたい。

(堺) 税務署の見解を示す文書はあるか。

(安藤) 午前中の発表の際に、税務署の考え方を示した。宮崎県が「生産森林組合の手引き」を出しているが、その中の法令編から損金算入が出来ない旨の文章を資料に掲載した。

③ 従事割配当の損金算入

(堺) 宮崎県は、どのような根拠で分収金

を従事割配当として損金扱いできないと考えているのか。税務当局の別の文書では、明確に山林所得とするとされているが。

(濱砂) 生産森林組合の直営林においては、組合員が賃金を受けずに山林労働に従事した場合、これを従事割配当として損金算入することができる。県としては、分収契約にもとづく山林が生産森林組合所有にかかる全山林の2分の1を超えることは好ましくないという指導をしているものの、実際には、これを超える組合もある。県行造林を例にとると、管理は森林組合の作業班がしており、生産森林組合は何も従事していない。したがって、損金算入を認めないということだ。県議会において、この問題が指摘されたので、国に問い合わせたところ同意見なので、そのために、この旨、手引きに掲載した。

(岡森) 国税庁が出した手引きの山林所得の部分を見ると、分収契約で得た分収金は山林所得とみなすというのが正式見解だ。この解説は、個人所得と法人所得を分けずに説明している。この解説によると、個人の場合は当然に山林所得となる。しかし、生産森林組合の場合、山林所得とされていないが、それはなぜか。個人の場合であっても、山林労働をしていないことには変わりはない。堺さんの報告における共同経営という考え方がポイントとなるだろう。税務当局の勉強不足ではないかという気がする。個人と法人とは異なるという根拠に乏しい。従って、生産森林組合の山林所得として認めるのが正しいと思う。ただ、組合員が山林労働に従事していないから従事割配当の損金算入は認めないという論理は出てくる。そこをどう突破するかが問題だ。たとえば、監視義務を果たしている場

合には従事割配当の損金算入ができるという解釈が可能だろう。

(濱砂) 組合の方に、出役をした証拠書類や契約書などを税務署に持って行って相談するよう指導している。しかし、税務署の判断が、生産森林組合の場合には、分収造林に出していれば山林所得として認められないというものだ。従って、これ以上話が進まない。これから、分収契約の満期が到来するという地域が出てくるだろう。この問題は宮崎県に限らないと思う。そこで、この問題について税務署ともっと協議すべきだと思う。

(堺) 先ほど報告したように、平成8年度の森林組合統計によれば、宮崎県では11組合において5000万円の従事割配当が行なわれているが。

(濱砂) 従事割配当が認められたのは、分収造林地以外の山林だ。

(吉嶺) 安藤さんの報告事例において、その組合は、当該事業以外の事業で従事していないのか、法人税を賦課されるにあたって損金経理していたかどうか、従事割配当をしていないというのなら、当然に法人税を納める必要がある。個人の場合には、分収契約を結んでいても林業所得として認めるという見解が出ている。法人税の場合には林業所得ということはないから、当然、法人が損金経理して、あるいは益金があればそれに25%課税する、従って、県税も事業税も賦課するという事に成る。従って、組合が従事割配当をするためには、当然に従事する日数がいくらか必要となる。それから、損金経理をしてからでないと、従事割配の損金算入を認めるか認めないかという議論にならないから、当然に課税されるということになる。そのあたりの

条件がきちんと整った状態で課税されたのか。そうでない状態で、後で税務署に相談しても、すでに決算が終了しており、従事割配当の損金算入の余地がないという判断を受けたのか。

(安藤) 課税された事例は、決算が終わったがまだ配当をしていないという状態で税務署で法人税課税処分を受けたというものだ。この場合、組合員は従事していない。ただ、20名ほどの班に造林を任せている。ただし、作業道路開設、固定資産税支払い、火災保険の保険料支払いなど、組合でしている。この組合は、比較的、組合による作業をしており、組合員は、毎年、数日出役している。

(吉嶺) 従事しているのであれば、従事割配当をすべきだ。堺さんの報告では、他の県では、認められているところもある。まずは従事割配当にもとづく損金経理をした上で申告してみるべきではないか。初めから従事割配当ができないという判断はいかがなものか。それでダメなら、各方面に見解を求めるべきだ。林業経営に伴う従事があれば、それに応じて配当し、損金経理をするという方向が望ましいのではないか。

(安藤) 我々もそのようにしたいと考えている。分収林について従事割配当の損金算入ができないという考え方が定着し、行き詰まっていた。しかし、それが認められるというのであれば、積極的に組合関係者に伝えていきたいと考えている。

(安養寺) 森林組合法では、配当は出資金に対するものと、従事割配当に分かれる。後者については、これが直営林からの収益の配当は可能だが、分収林からの収益については不可能だというのが税務署の見解であり、この場合、事業外収益として計上す

るように指導していると聞いている。直営林であれば、育林や伐採だけでなく、作業道の管理など諸々の事業に参加していれば、従事したものと認められる。かつ、一日の日当が10万円に達してもよいと聞いており、大分県ではそのように実施している。なお、法人税が25%となっているが、これは27%ではないのか。

(安藤) 税率が引き下げられたと聞いている。

(安養寺) 国会で審議中と聞いているが。

(安藤) 会社の場合には34%、協同組合や公益法人等については平成10年4月1日から25%とされているのではないのか。

(安養寺) それは予定ではないか。

(安藤) 林野庁から刊行されている「平成10年度版・林業関係税制ガイドブック」によれば、平成10年4月1日から開始する事業年度から25%が適用されると書かれている。

(神崎) かつて、我々は、分収林からの収益だけでなく他の収益についても従事割配当の損金算入を認めないという扱いを受けていた。しかし、度重なる税務署との協議と、税務署から国税庁への照会を経て、ようやく損金算入が認められた。ところで、組合有地の2分の1について、林業公社と分収契約を結び、20年ほど経った。ところがこのたび、県道改修のために、この分収造林地の一部が県に買収されることとなった。土地代金は生産森林組合に支払われることとなっている。また、立木の補償金は、県と地元の分収割合、6対4で支払われることになった。ここで、地元の生産森林組合が取得する4割の補償金について従事割配当の損金算入が認められるか。

(堺) まず、土地の売却代金だが、これは従

事割配当の対象とならない。問題は、立木についての補償金だ。これは山林所得として、その収入分を決算書で当期未処分剰余金として決算する。これとは別に、総会に剰余金処分案を議題として提出し、このうちの一定割合を従事割配当するという決議を行なう。税務申告する際に、この配当金相当額を損金として当期剰余金から控除して、税法上の剰余金を算出し、税務署に提出すればよい。

(神崎) 土地売却代金は山林所得ではないので、従事割配当金に算入することはできないということか。

(堺) 配当してもよいけれど、損金として処理できないということだ。従って、配当しても、その金額については税金がかかるということになる。

(神崎) 我々の生産森林組合では、法人事業税については、非課税処分を受けている。課税されている地域があるということだが、どちらの取り扱いが本来の在り方なのか。

(岡森) 安藤さんに聞きたい。法人事業税は実際に納めているのか。

(安藤) 法人事業税として、595,800円を納めている。

(岡森) 国税庁が出している資料の中で、非課税事業が列挙されている。その中に、林業が挙げられている。ここで言う林業とは、「土地を利用して、養苗、造林、撫育、及び伐採を行う事業」とされている。事業税は都道府県税だが、宮崎県では徴収しているとのことだが、他の県ではどうか。

(安養寺) 一昨年までは、事業税として申告を受けた場合に徴収していた。県税事務所にお問い合わせたら非課税ということで、翌年から徴収していない。

④ 地上立木の共有と従事割配当
司会(中尾) 石谷さんから、安藤さんの報告について堺さんへ質問が出ている。

(石谷) 安藤さんの報告の中で、昭和49年1月15日付け生産森林組合分収林規定が紹介された。その5条に、植栽木は、組合と造林者の共有とする旨の定めがあるし、また、業務協力の規定もある。私は、土地提供者といえどもこのような管理をすれば従事割配当が可能であるとして、そのような指導をした。しかし、大分県や宮崎では否定的見解を持っている。従事割配当として認められなかったのは、昭和49年以前に、このような規定をしていない土地についてなのだろうか。

(堺) このような契約地については、従事割配当としての取扱いが可能だと思う。造林木共有規定のほか、業務協力義務、作業道路開設の際の組合による費用負担など、通常に分収造林契約では規定されていないものまで、土地提供者の義務とされている。これは明らかに、造林者と土地提供者の共同経営を意味する。共同経営は直営の変化した形態だから、当然に、従事割配当の対象となる。私は、このような形態において従事割配当として認められなかった理由の方を聞きたかった。この点については、どうも未処分剰余金の処分方法について総会決議をしていないらしい。つまり、1000万円の収入に対して、そのうちの950万円について従事割配当する旨の総会決議をして、その結果として950万円を剰余金の中から控除し、残り50万円を当期剰余金として税務申告したら認められたのではないか。その手続きがなかったということが最大の原因だと思う。

(安藤) この組合は、このような分収林地

を20ほど所有している。今後も収益を上げることとなるが、その時には適切な処理をするよう備えておきたい。

(楠本) 従事割配当が損金算入できる具体的条件についてもっと聞きたい。安藤さんの問題提起においては、税務署の判断としては、損金算入は不可というものではなかったか。福岡県の場合、規定が少なく判断が難しい。

(塚) 福岡県からも分収林契約書の例を示したもらった。それを見て私は、福岡県は他の県と違って、むしろ造林者の単有という方法を原則的に採っているのかと思った。その後、この点を確認する機会がなかった。そういう理由で損金算入できなかった結論になったのか。福岡県から見せてもらった契約書だけでは何ともいえない。

(楠本) 担当が違うので、その点はよくわからない。一斉調査の中で、生産森林組合関係者が税金問題で困っているという実情がわかった。従事割配当が損金として認められるためには、分収造林契約書の中に、造林木が当事者の共有である旨の規定を置けばよいというのであれば、そのように県も対応することになる。

(塚) 福岡県の実産森林組合で、収益分配に関して問題となっているところがある。これは福岡市内の組合で、近代化法の適用を経て設立されたものではないが、新幹線用地あるいは焼却工場用地として土地を売却したが、従事割配当できないので、すべて預金資産として組合に保留している。そして、出資金の1割を限度として少しずつ配当している。立木処分にかかる金額については従事割配当がすんでいる。この組合の場合、特段の規定があったかどうかかわからないが、なくても立木処分について従事

割配当が可能だと思う。もっとも、この組合の場合、土地売却代金が立木の金額に比べてあまりにも多かったので、この点についてはあまり意識されていなかったが。

司会(中尾) 造林木伐採によって得られた収益のうち、土地提供者が受け取った金銭が単なる地代収入ということになると、山林所得とならず、損金として処理できる従事割配当とならない。そこで、分収造林特別措置法により、土地提供を一種の出資とみなし、立木を土地提供者と造林者の共有とすることができるようになった。この場合には、土地提供者の取得する分収金は、立木処分の対価としての性格を持つから、山林所得となる。福岡県の条例は、この特別措置法以前のものである。対馬もそうだったが、従事割配当ができないというので共有という構成をとった。

(枚田) 塚さんの報告の中における当事者間の持分処分の相互承認とはどういう意味か。

(塚) 例えば、鹿児島県の昭和50年10月の県行造林契約書によれば、「地上権及び造林木の共有持分は、相互に相手方の承諾を得なければ、譲渡し又は担保に供することはできない」とされている。持分処分の相互承認とはそういう意味だ。ここに、共同経営の考え方が表われていると思う。

(枚田) 業務協力義務を果たしたという具体的な証拠は必要か。

(塚) 法人であるかぎり、収支計算を含め、一年間の経営活動の記録を取って総会に報告するのは当然だ。ただ、業務協力義務履行の記録がなかった場合どうかという問題だが、見事に森林が生育しているということは、協力義務の結果だと言うことができるだろう。だから、それが証拠となると言

えるかもしれない。しかし、生産森林組合が法人である以上、協力義務履行の記録を取っておくことは当然だと思う。

(枚田) 組合員が当該地域に住んでいるということが、何らかの管理をしている証拠だと言うことは難しいか。

(塚) 組合員資格をどうするかの問題だ。これを耕作圏内居住者に限るか、それ以外の地域に居住する者も含めるかという問題がある。林野庁の見解は、ややゆらぐ傾向にあるが、生産森林組合が入会的な実質を引き継いでいるのは事実だ。その意味で、組合員の居住地域を限定せざるをえない。もとより、盗伐や誤伐の監視、火災防止等の管理については、そこに人が住んでいるから可能となる。だから、組合員資格の制限が、業務協力の証明となると言えるかもしれない。しかし、そのような管理の記録ぐらいは取っておいた方が良さだろう。

司会(中尾) 居住するということは、仲間として共同体の共同生活に加わることだ。

⑤ 課税と組合経営

(加茂) 高知県でのアンケートで、解散したいと考えている組合が21あるとのことだが、ここに法人税の負担は原因となっていないか。佐賀県生産森林組合協議会は、ここ10年来毎年、赤字の生産森林組合に関する法人税の問題について、大蔵省、林野庁、農水省、国会議員などに対して、陳情を続けてきた。しかし、ある議員より、生産森林組合の場合に限って減免措置を採るのは困難なので、各市町村長に陳情し、管理費や事業費について相談したらどうかとの回答を得た。しかし、累積赤字が100万円、多いところでは300万円にのぼっている。収入の見込みがない法人から税金を徴収するというのは問題がある。法人住民税均等割

りの減免を求めたいと思う。

(西森) アンケートによると、法人税がきつから解散したいという意見はなかった。法人税住民税は地方税だから、国よりも自治体と交渉すべきだろう。

(石谷) 高知県では、法人住民税未納の組合は87%にのぼるとのことだが、これについて何か指導をしているか。

(西森) 未納が多いという問題については、私は、必ずしもしっかりと徴税すべきだとは考えない。納税する力がないから致し方ないというのが実情だ。

(石谷) 市町村が減免措置を採っているのか。

(西森) 納税する力がないので課税しないということだ。

(石谷) 事業体が申告しないと、未申告加算税が賦課される恐れがある。県としてどのように指導しているか。

(西森) 指導する機会を設けようとしても、指導が必要な組合ほど出席しない。従って指導できないというのが現状だ。

(大野) 収益が上がっていないという理由で法人住民税を賦課していない市町村もあると聞いている。

(石谷) 長崎県でも、収益がないので市町村が納税通知書を発送しないという例がある。しかし、県としては納税を求めている。国税においては、収益がない場合、均等割りがないので問題はないが、税務申告の依頼はしている。高知県について、そのあたりの事情を聞きたい。

(西森) 87%の組合が納税していないのは、納税通知がないからだ。納税力がないのなら、それ以上の指導はできない。

(塚) 克明な従事日数の記録が必要だという趣旨の報告があった。そこで、従事割配

当するにあたり、どのような基礎資料を用意すべきか。たとえば、50年生の立木を伐採する場合、初年度から50年までの就労記録を揃えなければならないものだろうか。それとも、当該決算年度の従事日数で配当してよいか。生産森林組合は、現実には、多様な森林を経営している。たとえば、植林して5年しか経たない森林もあれば、50年経っている森林もあろう。それぞれの森林ごとの収益について従事割配当するのか、それとも、一個の経営体たる生産森林組合を単位として、その収益全体を基礎として従事割配当するのか。確か、当年度の従事日数にもとづいて配当してよいという国税庁の通達があったと思う。そうだとすると、それほど詳細な記録がなくても従事割配当は可能と考えるべきではないか。

(西森) 確かにそうだ。

(神崎) 西森さんの報告によれば、総会を開催していない組合が半数、納税をしていない組合が80%以上あるということだった。生産森林組合は、定款にもとづいて役員を選任し活動するものだ。総会を開催しないということになると、制裁を受けるのではないか。この場合、救済措置があるか。

(西森) 総会を開催していない、あるいは納税していない組合は、いわゆる休眠組合だ。事業をしていないから、総会を開いても議題がない。無理に事業をさせるわけにもいかない。だから、どうにも救いようがないというのが実情だ。先にも述べたが、生産森林組合に対する指導を試みたことがある。そうすると、活発な組合は出席するが、そうでない組合は出てこない。林野庁の方からも、一斉調査の際に指導を受けたこともあり、これらの組合の解散を考えたこともある。しかし、いわゆる高知県方

式、つまり分収造林に関する補助規定の適用を受ける組合が65あった。これらの組合が解散するということになる、債務の弁済という面で困ったことになる。そのために、解散に踏み切るところまで行っていない。

(安藤) 北川町の場合、納税及び総会をしていない組合はない。ただ、登記を怠っている組合もある。懈怠金が高額だという説もあるが、賦課されてみないとわからない。意外に低額だったという話も聞いている。

(神崎) 当局が納税通知をしなければ申告する必要がないと聞いた。しかし、納税通知をするのが当然だと思う。なぜ、生産森林組合に対してのみ通知しないということが許されるか。先ほど、生産森林組合など作らねばよかったという声があるということも聞いた。私もそのように思える。何か良い方法がないだろうか。税金の問題で解散をした方がよいという答えはないということだった。我々が組合を設立した当時は、均等割りが県が500円、町が2000円であった。それ以降、町民税が2000円から4000円、8000円、2万円、5万円へと急激に増税された。県民税もこれに伴って増税されていった。町では、収入がないということで減免措置が受けられたが、県ではそのような扱いは受けられなかった。町長から、町から5万円の減免措置を受けていながら県に対して2万円の納税をしているということについて詰問され、立場上、困っている。何とか、県の方にも減免措置をお願いしたい。

(安藤) 北川町の場合、法人税より、むしろ固定資産税の負担が心配だ。中には、52万3000円を支払っている地区があり、34名が

平等に負担して納めている現状だ。確かに、生産森林組合など作らなければよかったという声もあるが、北川町では、今のところ、解散の動きはないが、解散に際しては、設立以上に経費と時間がかかると聞いているので、将来、解散したいという声が出てこないか心配だ。

⑥ 生産森林組合有地の貸付け

(小部) 生産森林組合の本来の目的である林業経営によって収益を上げることが困難な中、組合の存続、地域における雇用の確保の上から、生産森林組合の土地をゴルフ場経営等の事業に貸し付けることは良いのか。佐賀県内のある生産森林組合が所有地350haのうち、3分の1に相当する115haについてゴルフ場用地として貸し付ける旨の総会議決をした。これに対して、自然保護団体関係者が佐賀県に来訪し、県の行政的立場を明らかにするように求めた。私は、行政の立場としては、完全に違法とまではいえないが好ましくないとは考えているとの見解を述べた。この点について、法律的な見解を聞きたい。

司会(中尾) 生産森林組合は、森林経営又はその附帯事業を行なうことができる。問題は、この附帯事業の範囲だ。また、組合が森林経営以外の事業を直営で行なう場合と、他に貸し付けて行なう場合とでは若干事情が異なってくる。この問題については、全国入会林野コンサルタント会議でもテーマとなってきた。附帯事業として認められるのは、森林公園経営、ログハウス経営、スキー場経営などだ。コンサルタント会議では、ゴルフ場は不特定多数の者の利用に供するものではないから好ましくないと認識されている。

⑦ 入会権者個人の所得に対する課税

(大野) 入会集団が山林所得を得てこれを各入会権者に配分する場合、どのような形で税金が賦課されるか。個人所得となるのなら、生産森林組合の場合より納税額が少なくてすむのではないか。

(塚) 個人の山林所得となる。生産森林組合の場合、例えば1億円の収入のうち、未処分剰余金が9500万円出たとする。そのうちの9100万円を従事割配当する。各組合員においては、各配当金が山林所得として計算されることになる。

IV いわゆる地縁団体による森林管理の是非

(大野) 地方自治法260条の2における「地縁による団体」において、構成員を旧来からの住民に限定することはできるか。

(江淵) 「地縁による団体」の成立要件として、この規定の第2項第3号に、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。従って、構成員を一部の住民に限定するという規約は、違法となるだろう。

(大野) 「地縁による団体」が公団・公社造林等にもとづいて林業経営することはできるか。

(江淵) 地方自治法は、地方行政の民主的・円滑な実施を目的にしており、直接に林業生産と関係するものではない。同じく、この団体の成立要件として、同項第1号は、「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と規定している。この中に林業生産が含まれると解するのは

難しい。もともと、町内会や自治会という地域住民団体が集会所等の不動産を所有していても、法人はないからその名義で所有権登記できなかった。そこで、このような団体の法人化の道を開き、前述の登記を可能にしようというところに、この制度新設の目的の一つがある。森林組合法という法律が、地方自治法と別個に制定されている以上、地縁団体の目的に森林経営を含めるのは、この制度の趣旨を超えることになるかもしれない。

(楠本) 環境保全のための森林はどうなるだろうか。森林経営ということではなく、入会集団が資産を保全するために、地縁団体の所有という形態を採ることはできないだろうか。

(江淵) 地縁団体が森林を所有してはならないという規定はない。ただ、この団体の法人化が図られたのは、前述のように、集会所施設等の所有のためだ。そこで、この制度目的を制限的に解するか、緩やかに解するかの問題となる。緩やかに解すれば、森林所有を認めることができるかもしれない。このあたりは政策判断が入ってくるので、私には何とも言いようがない。ただ、入会地の登記の便法として、地縁団体を設立し、この団体名義の所有権登記をするのは如何なものか。入会地の登記については、それほど神経質になることはないと思うが。

司会(中尾) 地縁団体の場合、個人としての地域住民全員が加入することができる。この点、入会慣習とは合わない。従って、地縁団体が入会集団たることは不可能だ。

(松原) 自治省通達によれば、農林業経営を主とするものは地縁団体になれない。これを逆に言えば、それが副次的であればよ

いという解釈も不可能ではない。現在、許認可権者は市町村長だ。地縁団体の現状を見ると、目的として林業経営とはしていないが、現実に資産として森林を掲げている。地縁団体が森林所有主体となるのは不可能ではないし、現にその実例も多く見られる。現実に森林をどうするかというのは、地元の判断だ。ただ注意して置かなければならないことは、入会権と異なり、収益を構成員に配当することはできないということだ。ところで、全国の林業公社の協議会は、前述の自治省通達を抜き去って各県に地縁団体方式を推奨している。この点、疑問が残る。今、この団体については、全国市町村会が指導しており、県の地方課は、法人数を把握している程度で、その内容についてはあまり知らない。結局、許認可権者たる市町村長の考え方一つだろう。それから、権利関係が非常に複雑な入会地は、地縁団体の資産に持ち込めない。これが可能なのは、代表者名義となっている場合だ。

(江淵) 地縁団体が森林所有主体となることが不可能ではないにしても、入会地を地縁団体所有名義にしてしまうことが適当かどうかは別問題だ。というのは、とりわけ構成員資格に関する地縁団体の規約と入会慣習が齟齬するために、地縁団体名義の山林は入会地ではないという判断が出てくる可能性があるからだ。

(臼井) 入会整備後、生産森林組合以外の法人形態によって山林を経営している事例はあるか。

(日下部) 鳥取県関金町において、発電を目的とした組合が実質入会地を所有している例がある。生産森林組合から移行した例はない。

(藤井) 山口県においては、生産森林組合が20数組設立されている。その中で、解散したいという地域も出てきている。解散後の管理については、地縁団体という方法も考えていかなければならないかもしれない。この方式を考えている地域もあるようだ。

司会(中尾) 近代化法以前は、生産森林組合の設立は容易ではなかった。しかし、この時期に生産森林組合を設立した例が佐賀県鳥栖市にある。また、隠岐島には、7つほど公益法人形態が、長崎県平戸市に浜組農林株式会社という会社形態を採っている例があった。しかし、近代化法以後、生産森林組合以外の法人形態を採った事例は聞かない。

(松原) 以前に、近代化法以前に設立された萩市の山田厚生会を紹介した。ここは比較的良好に運営されていると思う。過去の会報を参照されたい。

(枚田) 和歌山県では、公益法人形態を採っている例が非常に多い。最近、NPO法が制定された。近代化法によって入会権を消滅させた後の経営形態としては、生産森林組合は限界に来ているようだ。しかし、だからといってバラバラにしたいという地域もあるだろう。生産森林組合に代わる制度が必要だとすれば、NPOのごときものが可能性として考えられないか。

(松原) いま、休眠状態の法人が多い。そ

のために、永続できる組織であることが知事の認可条件となっている。そうすると、少なくとも、生産森林組合の解散を考えているような地域での公益法人の新たな設立は難しいだろう。

(江淵) 地縁団体やNPOに関する興味は、その団体が有する法人格が理由だと思う。しかし、森林を管理する集団について、それほど法人格にこだわらなければならないのだろうか。私が地縁団体の問題について積極的になれないのは、はたして、山林労働能力がない住民を構成員とする可能性のあるこの団体によって、森林管理ができるのだろうか、という疑問を持っているからだ。入会地、あるいは入会地であった山林を地縁団体やNPOの所有とすることは、何かここに法人格を利用した便法という性格を感じるし、また、将来の紛争の種になりそうな危険性さえ感じる。そのような方法を便法として利用しなくても、これまでにあまり問題がなかったのなら、入会地は入会地のままでもよいのではないか。入会集団が法人格を有しなくても、また、入会地の登記がどうであろうと、慣習が法律と同等の効力を有するものとして法的保護を受けることができるから、基本的にはそれでよいのではないか。また、入会整備によっていったん生産森林組合を設立したのなら、できるかぎり持ちこたえるということが大事だと思う。

<大会記事>

西日本入会林野研究会第23回大会は、平成10年10月28日～30日に長崎県小浜町雲仙の「ホテル東洋館」において、108人の参加をえて開催された。地元長崎県の地方事務所、市町村、生産森林組合などからも多数の参加があり、盛会な大会であった。

29日のシンポジウムでは、林野庁森林組合課長の進藤眞理氏、長崎県林務課長の吉嶺芳徳氏には、ご多忙中にもかかわらずご

出席いただき、ご挨拶をいただいた。また、問題提起者には長崎県林業公社の松尾俊彦氏、宮崎県北川町林政課の安藤俊則氏、高知県入会コンサルタントの西森正信氏、九州大学農学部の中尾正信氏、この4人の方々に快くお引き受けいただき、貴重なご報告をいただいた。感謝申し上げる次第である。

<総会報告>

西日本入会林野研究会の総会は、10月29日のシンポジウムの昼食前に開催され、枚田邦弘氏（鹿児島大学農学部）の議長のもとで進められた。総会では、会務報告（平成9年9月～10年8月）、会計報告（同）、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地と次期役員を選考について審議され、以下のとおり決定された。

I. 報告事項

1. 会務報告

（第23期、平成9年9月～10年8月）

(1) 活動日誌

（平成9年）

10月22日～10月24日 第22回大会開催（広島市）

（平成10年）

3月20日 中日本入会林野研究会会報第18号受領

5月29日 東日本入会林野研究会会報第18号受領

6月12日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西日本入会林野研究会第23回

大会の予報について」の文書発送

6月12日 東・中日本入会林野研究会会報第18号を運営委員に発送

6月12日 「西日本入会林野研究会会報第22号」を会員、運営委員、関係機関等へ発送

6月22日 長崎県担当者と第23回大会の打ち合わせ（長崎県庁、雲仙）

7月1日 第23回大会の日程変更の通知を発送

7月3日 島根県担当者と24回大会についての依頼・打ち合わせ

8月11日 「西日本入会林野研究会第23回大会」の案内状の発送

8月11日 「会員の確認及び会費の徴集について」の依頼状の発送

(2) 会計報告

（別紙の通り）

II. 審議事項

1. 次回（1999年）開催地について

島根県内での開催予定で準備を進める。島根県担当者から内諾をいただいた。

2. 役員を選考について

新役員（運営委員）については、以下の方々が選出された。

(1) 市町村関係

儀武 雅敏

（福岡市森林公社）

近藤 功

（愛媛県別子山村経済課）

北林 光昭

（広島県黒瀬町産業振興課）
（島根県の市町村）

(2) 県関係

井原 重喜

（愛媛県林業振興課）

日高 清貴

（宮崎県森林保全課）

志賀 盛久

（熊本県林政課）

高尾 徳次

（長崎県林務課）

山内 寛之

（島根県林業管理課）

(3) 大学関係

江淵 武彦

（九州共立大学経済学部）

矢野 達雄

（愛媛大学法文学部）

中尾 英俊

（西南学院大学名誉教授）

岡森 昭則

（九州大学農学部）

(4) 監事

松原 功

（山口県入会コンサルタント）

西森 正信

（高知県入会コンサルタント）

研究会代表委員

中尾 英俊

（西南学院大学名誉教授）

研究会事務局の住所と連絡先

西日本入会林野研究会事務局
〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1
九州大学農学部林政学教室内
事務局担当 岡森 昭則
TEL 092-642-2876
FAX 092-642-2877

西日本入会林野研究会第23期会計報告

(自 平成9年9月1日 至 平成10年8月31日)

(単位：円)

項 目	前 期	今 期	適 用
1. 前期繰り越し	203,452	156,886	
2. 会 費	164,500	148,500	297人
3. 大会参加費	304,000	184,000	46人
4. 会報売上	0	10,000	
5. 利 息	304	179	
収入合計	672,256	499,565	
1. 会報費	249,625	250,465	
2. 会場係旅費	82,800	83,800	
3. 連絡旅費	40,800	25,000	長崎県、島根県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	76,800	83,800	
7. 通 信 費	22,345	18,552	
8. 謝 金	23,000	9,000	
9. 事務局費	20,000	1,638	
支出合計	515,370	472,255	
次期繰り越し	156,886	27,310	

平成10年10月28日

西日本入会林野研究会 代表委員 中 尾 英 俊

会 計 監 査 報 告

第23期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監 事 松 原 功
同 西 森 正 信

< 西日本入会林野

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英雄 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 稔(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み>

第5回	第6回	第7回	第8回
昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
160人	160人	170人	200人
「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(島根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)
中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江淵武彦(西南大学)
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイッ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研 究 テ ー マ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島 生産森林組合) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産 森林組合) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振 興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法 学部)	和田政利 (岡山県楢原上第一 区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組 合協議会)
シン ポ ジ ウ ム の 会 社	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊(西南学院大学 法学部) 松原功 (山口県椎茸農業協 同組合)
シン ポ ジ ウ ム の 内 容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の 選択 III 生産森林組合の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活 用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営 問題	I 生産森林組合の現状 と課題 II 入会地および整備に 関する法律問題	I 報告に対する事実確 認 II 入会整備に関する問 題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的 問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森林組合	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30～ 9月1日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布 院ハイッ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
「入会林野利用の今後 の方向」	「入会林野高度利用の 課題」	「入会的生産森林組合 の現状と活性化の方 向」	「リゾート開発と入会 林野」	
芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる 情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃	
鷗 敏信 (福岡県行橋農林 事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生 産森林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所 林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田沢孝喜 (大分県上村生産森 林組合) 石谷秀彰 (長崎県県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学 部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生 産森林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振 興課) 依光良三 (高知大学農学部)	
矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組 合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学 部) 稲田張一 (佐賀県林務課)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学 部) 七里成徳 (長崎県林務課)	
I 入会整備前の諸問題 について II 入会整備後の諸問題 について	I 三隅市生産森林組合 の経営内容 II 個人分割を目的とす る整備 III 入会権明確化の必要 性 IV 多機能重視型森林経 営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的 問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対す る助成措置 IV 生産森林組合の解散 問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問 題 II 経営上の問題	
小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林 組合	

	第17回	第18回	第19回	第20回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日	1995年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル	愛媛県松山市 道後プリンスホテル
参加者数	約150人	約140人	145人	122人
研 究 テ ー マ	「地域開発と入会林 野」	「入会林野整備と生産 森林組合」	「入会林野の今後の課 題」	「入会林野の積極的保 存を考える」
特別講演	小川 晃	相模 正芳	牧元 幸司	武本 俊彦
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入 会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村 経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産 森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町 経済課) 松原 功 (山口県入会コン サルタント) 馬場 彰 (佐賀県鹿島農林 事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)	内藤芳樹 (福岡県飯塚農林事 務所) 河野日出男 (宮崎県串間市農林 水産課) 向井忠彦 (愛媛県林業振興課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)
シンポ ジウムの 司 会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農 林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサ ルタント)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農 林事務所)	江淵武彦 (西南学院大学法学部) 諏訪原義昭 (鹿児島県林業振興課)
シンポ ジウムの 内 容	I 入会慣習に関する問題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作業 III 丸山生産森林組合の現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門 割制度 II 入会集団の公益法人 化 III 「受託者更迭」とい う登記原因 IV 入会権を誤解した判 決によって入会権は 消滅するか V 入会整備の諸問題	I 上赤村共有林組合の 入会地 II 串間市の「牧」につ いて III 愛媛県の入会林野 IV 入会権に関する法理 論 V その他の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備 地区	久万町ヒノキ集約施業 林、愛媛県林業試験場

	第21回	第22回	第23回	
開催時期	1996年10月23～25日	1997年10月22～24日	1998年10月28～30日	
開催場所	熊本県人吉市 鍋屋本館	広島市 八丁堀シャンテ	長崎県小浜町雲仙 ホテル東洋館	
参加者数	約110人	92人	108人	
研 究 テ ー マ	「入会林野の現段階的 課題」	「生産森林組合の 諸課題と今後の方向」	「入会・生産森林組合の 分収所得と税制」	
特別講演	姫野 喜子	西野 孝	進藤 眞理	
問題提起	宮本宣彦 (熊本県球磨村役場 経済課) 横山 賢 (高知県西土佐村役 場建設課) 重石 巧 (日田市森林組合) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)	北林光昭 (広島県黒瀬町産業 経済課) 平井紀子 (長崎県北振興局 林業課) 馬場 彰 (佐賀県林政課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)	松尾俊彦 (長崎県林業公社) 安藤俊則 (宮崎県北川町林政 課) 西森正信 (高知県入会コンサ ルタント) 堺 正紘 (九州大学農学部)	
シンポ ジウムの 司 会	野村泰弘 (徳山大学経済学 部) 岡部清志 (熊本県林政課)	堺 正紘 (九州大学農学部) 堂面安弘 (広島県林業振興 課)	松原 功 (山口県入会コンサ ルタント) 中尾英俊(西南学院大学 名誉教授)	
シンポ ジウムの 内 容	I 球磨村における入会 林野整備 II 西土佐村における入 会林野整備 III 日田市における入会 林野整備と森林経営 IV 残存する入会地の取 扱い V 入会に関する理論上 及び登記上の問題	I 入会権に関する最近 の課題 II 入会整備過程におけ る問題 III 整備後に残された課 題	I 分収契約の個別的問題 と事実確認 II 森林管理費に関する 新しい考え方 III 税制上の課題 IV いわゆる地縁団体に よる森林管理の是非	
現地視察	市房杉(水上村) 育蓮寺(多良木町)	現地視察なし	雲仙普賢岳噴火災害地 鍋島家の保残木施業	

項目	内容	担当者	備考
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

1999年6月15日 印刷
1999年6月21日 発行

編集 西日本入会林野研究会
発行 〒812-8581
福岡市東区箱崎6-10-1
九州大学農学部林政学教室内
☎ (092) 642-2876

印刷 松隈印刷株式会社
☎ (092) 721-0769

